

『役員等報酬規程』

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭壽会（以下「旭壽会」という。）定款第8条、第22条及び第24条第4項の規定にもとづき、役員等の報酬について定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、旭壽会の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

(会議出席報酬)

第3条 役員等が、理事会又は評議員会に出席した場合は、1日につき7,000円を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が、年度終了後の決算を含む監査を行った場合は、1日につき8,000円を支給する。ただし、その監査が4時間以上要した場合は、1日につき12,000円を支給する。

2 監事が、評議員選任・解任委員会に出席した場合は、1日につき5,000円を支給する。

(業務報酬)

第5条 役員等が、第3条及び第4条に規定する以外の旭壽会の業務に従事した場合には、1時間当たり1,500円を支給する。

2 前項の旭壽会の業務とは、出張、研修、第三者委員としての苦情対応、第4条第1項に定める以外の監事による監査などをいう。

(費用弁償)

第6条 第3条、第4条及び第5条に規定する報酬に加えて旅費を支給する。旅費の支給については、旭壽会職員旅費規程を準用する。

2 役員等が、第5条に定める業務を行う上で必要な経費については、実費を原則として、理事長が承認した金額を支給する。

(支給方法)

第7条 この規程に定める報酬及び費用弁償は、当該会議等に出席したつど現金にて本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(重複支給の制限)

第8条 役員等が、理事会及び評議員会が同日に開催され、そのいずれにも出席した場合は、第3条に定める会議出席報酬を重複して支給しない。

また、理事会又は評議員会に出席した日、又は監事が監査を行った日と同日に、合わせて第5条に定める旭壽会の業務を行った場合は、業務報酬を支給しない。

2 旭壽会の常勤職員を兼務する理事は、この規程による報酬を支給しない。

(公表)

第9条 旭壽会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うことができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年6月24日から施行する。

2 「役員・評議員報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

3 この規程は、令和2年6月20日から施行する。